

第20号議案

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第6(1) 行政職給料表等級別基準職務表5級の項中「、所長」を「、副園長、副館長若しくは副課長級の所長」に改め、「、副館長」を削り、同表6級の項中「、事務局長」を「、課長級の事務局長、所長、次長、室長、館長、又は園長若しくは」に改め、「副課長、所長、次長、室長、館長又は園長」を「副課長」に改め、同表7級の項中「高度の知識若しくは経験を必要とする」を「部長級の」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

第20号議案 要旨

加東市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東みらいこども園を開園するに当たり、適切な運営管理を行うために、園長を補佐する役職として副園長を配置するため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

副園長の職務を定めること及び所要の文言整理を行うこと。（別表第6関係）

3 施行期日 平成31年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																				
<p>別表第6（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">級</th> <th style="width: 90%;">標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>副課長、<u>所長</u>、次長、<u>室長、副館長、館長又は園長の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>課長、<u>事務局長</u>、<u>_____</u>、高度の知識又は経験を必要とする副課長、<u>所長、次長、室長、館長又は園長の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級</td> <td>理事、技監、会計管理者、部長、参事又は<u>高度の知識若しくは経験を必要とする事務局長の職務</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) (略)</p>	級	標準的な職務の内容	(略)	(略)	5級	副課長、 <u>所長</u> 、次長、 <u>室長、副館長、館長又は園長の職務</u>	6級	課長、 <u>事務局長</u> 、 <u>_____</u> 、高度の知識又は経験を必要とする副課長、 <u>所長、次長、室長、館長又は園長の職務</u>	7級	理事、技監、会計管理者、部長、参事又は <u>高度の知識若しくは経験を必要とする事務局長の職務</u>	<p>別表第6（第3条関係）</p> <p>(1) 行政職給料表等級別基準職務表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">級</th> <th style="width: 90%;">標準的な職務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5級</td> <td>副課長、<u>副園長、副館長若しくは副課長級の所長</u>、次長、<u>室長、_____、館長又は園長の職務</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6級</td> <td>課長、<u>課長級の事務局長、所長、次長、室長、館長、又は園長若しくは高度の知識又は経験を必要とする副課長</u>の職務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7級</td> <td>理事、技監、会計管理者、部長、参事又は<u>部長級の_____</u>事務局長の職務</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(5) (略)</p>	級	標準的な職務の内容	(略)	(略)	5級	副課長、 <u>副園長、副館長若しくは副課長級の所長</u> 、次長、 <u>室長、_____、館長又は園長の職務</u>	6級	課長、 <u>課長級の事務局長、所長、次長、室長、館長、又は園長若しくは高度の知識又は経験を必要とする副課長</u> の職務	7級	理事、技監、会計管理者、部長、参事又は <u>部長級の_____</u> 事務局長の職務
級	標準的な職務の内容																				
(略)	(略)																				
5級	副課長、 <u>所長</u> 、次長、 <u>室長、副館長、館長又は園長の職務</u>																				
6級	課長、 <u>事務局長</u> 、 <u>_____</u> 、高度の知識又は経験を必要とする副課長、 <u>所長、次長、室長、館長又は園長の職務</u>																				
7級	理事、技監、会計管理者、部長、参事又は <u>高度の知識若しくは経験を必要とする事務局長の職務</u>																				
級	標準的な職務の内容																				
(略)	(略)																				
5級	副課長、 <u>副園長、副館長若しくは副課長級の所長</u> 、次長、 <u>室長、_____、館長又は園長の職務</u>																				
6級	課長、 <u>課長級の事務局長、所長、次長、室長、館長、又は園長若しくは高度の知識又は経験を必要とする副課長</u> の職務																				
7級	理事、技監、会計管理者、部長、参事又は <u>部長級の_____</u> 事務局長の職務																				